**平成２２年（フ）第２６号**
鹿児島県奄美市名瀬塩浜町13番22号　河野ビル101号
債務者　森山　金二（旧姓中岡）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

**平成２２年（フ）第２８号**
鹿児島県奄美市名瀬平田町13番８号
債務者　叶　　泰憲
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

**平成２２年（フ）第２３号**
鹿児島県曽於市末吉町諏訪方8191番地　101
債務者　田原　　宰
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２２年（フ）第１２２号**
沖縄県中頭郡西原町字呉屋22番地の１　呉屋アパート202号
債務者　大城　一廣
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２２年（フ）第１２７号**
沖縄県那覇市字国場1008番地１　光ハウス201
債務者　池田　　剛
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２２年（フ）第１２８号**
沖縄県那覇市字国場1008番地１　光ハウス201
債務者　池田かおり
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２２年（フ）第１３５号**
沖縄県中頭郡西原町字嘉手苅３番地　宝島アパート103号
債務者　野本三勇士
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２２年（フ）第５９号**
長野県上田市諏訪形1683番地２、前住所長野県上田市諏訪形555番地１
債務者　平田　文男
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２１年（フ）第５０４号**
神戸市西区井吹台西町２―２―５―201、住民票上の住所神戸市西区竹の台３丁目７―13
債務者　稲垣　純子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２２年（フ）第１１６号**
兵庫県明石市鳥羽1659番地８
債務者　里山　恵美
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２２年（フ）第１２１号**
神戸市西区玉津町今津198番地の８
債務者　杉寺　亜弥
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２２年（フ）第１２４号**
兵庫県明石市大蔵本町12番９号
債務者　久本　和子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２２年（フ）第１２５号**
兵庫県明石市大蔵本町12番９号
債務者　久本　恭令
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２２年（フ）第１３３号**
兵庫県明石市魚住町住吉２丁目25番16号　グリーンベルⅡＦ棟101号
債務者　山田　俊樹
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２２年（フ）第１３９号**
神戸市西区王塚台５丁目34番地の２　シャン・クラージュ302号
債務者　古田　雅彦
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２２年（フ）第１４２号**
兵庫県明石市西新町１丁目22番16号　幸陽ビル202号、旧住所兵庫県明石市小久保４丁目12番地の１　コーポいずみ301号
債務者　山本　良三
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２２年（フ）第１４３号**
神戸市西区竜が岡２丁目１番地の７　レオパレス神西106号
債務者　古賀　　学
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係